

㉔第 58 回笠間市菊祭りソフトテニス大会の参加者を募集

日時 10月16日(日)

※雨天延期時は、10月22日(土)

受付：午前8時30分～

開会式：午前9時

集合場所 笠間市総合公園テニスコート

種目 ダブルスで行います。

1 一般男子の部(高校生以上)

2 一般女子の部(高校生以上)

3 シニア男子(50歳以上)・初心者

4 シニア女子(50歳以上)・初心者

※シニアの年齢は、平成23年4月1日現在とします。

参加費

一般・シニア1チーム(ペア)：2,000円

高校生1チーム(ペア)：1,000円

ルール 財)日本ソフトテニス連盟・ソフトテニスハンドブック競技規則による

表彰 各種目1位～3位

申込期限 9月29日(木)午後8時

申込方法 はがきまたは、メールで①種目②所属③ペアの氏名④申込み責任者氏名と連絡先を記入の上、お申し込みください。

申 〒309-1734 笠間市南友部 483-5

笠間市ソフトテニス連盟 深谷 修一宛

Eメール fukayas@lilac.plala.or.jp

問 深谷 ☎ 0296-78-3368

(午後7時～9時まで)

㉕保険年金課の臨時職員を募集

保険年金課では、臨時職員を募集します。

募集人員 3名

勤務時間 午後1時～8時(月18日以内)
(1時間休憩)

勤務場所 岩間支所【笠間市下郷5140番地】

勤務内容 国民健康保険税未納世帯への電話催告と事務等

雇用期間 10月1日～平成24年3月31日

賃金 時給850円

応募資格 10月1日現在失業中の方で市税に未納がない方

応募方法 履歴書を保険年金課へ提出してください。

応募期限 9月20日(火)

選考方法 面接(9月27日(火)予定)

申・問 保険年金課(内線138)

㉖「竹筒灯り制作教室」の参加者を募集

「第104回 笠間の菊まつり」のメイン会場となる、笠間稲荷神社と周辺商店街を舞台に、今年も、夜の菊まつり「かさま・菊あかり回廊(11月5日・6日)」を開催します。

イベント当日は、神社のライトアップや竹などによる演出が行われます。

そこで今回、手作りの灯りを演出するため、竹筒灯り制作教室(所要時間：30分程度)を開催します。

ぜひ、皆さんも手作りの竹筒で参道に灯りをとらしてみませんか。

期日および場所

10月9日(日)：笠間工芸の丘

10月15日(土)：笠間稲荷神社

10月23日(日)：笠間市みどりの広場
(旧 畜産試験場跡地)

時間 各日午前10時～午後3時

※お好きな時間に参加してください。

対象 どなたでも ※小さなお子さんは、大人と一緒に参加してください。

参加費 無料

※制作した物は、「かさま・菊あかり回廊(11月5日・6日)」の時に装飾します。

※希望者には、「かさま・菊あかり回廊(11月5日・6日)」終了後に、笠間市役所本所にてお返しします。

持ち物 軍手・のこぎり(持っている方)など
講師 WOOD-CLUB(県内の木工細工愛好家)

申・問 笠間の菊まつり連絡協議会

(事務局：商工観光課)

☎ 0296-77-1101(内線511)

㉗シルバーリハビリ体操の参加者を募集

本会では、茨城県健康プラザ管理者のおおたひとし先生が考案されたシルバーリハビリ体操の定期活動をしています。腰・膝・肩等の痛みのある方は、体操を続けることにより、痛みが和らぎます。

元気な方も体力維持のために参加しませんか。楽しく体操をして介護予防、元気な高齢者を目指しましょう。

活動日 毎週金曜日

時間 午前10時～11時

場所 友部公民館

参加費 無料

問 シルバーリハビリ体操指導士会友部支部
会長 横倉 正行 ☎ 0296-77-2442

㉘茨城県内および岩手県、宮城県、福島県から避難されている皆さんへ(応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げについて)

笠間市では、東日本大震災に係る避難者に対して、災害救助法に基づく応急仮設住宅として民間賃貸住宅の借上げによる住宅の提供を行います。入居を希望される方は内容等を確認の上、申し込みをしてください。

■対象になる方

借上げ住宅に入居できる方は、東日本大震災により、住宅が全壊、全焼若しくは流失(半壊等であっても、取り壊しが決まっているなど今後居住しない場合を含む。)するなどし、居住する住宅がない方。または福島県の原子力発電所事故に伴う避難指示等を受け、当該区域から避難している方であって、次の要件のいずれにも該当する方。

1. 現に笠間市に居住している、または居住しようとする方。
2. 自らの資力をもって住宅を確保することができない方。
3. 公的住宅への入居が困難であるなど、民間賃貸住宅への入居を必要とする特別な事情があること。

■対象となる物件

1. 笠間市内の民間賃貸住宅(アパート、貸家等)で、応急仮設住宅として市を借主とする契約に貸主等が同意するもの。
(※アパートは、避難された方が自ら条件にあった物件をお探してください。)
2. 家賃は原則として月額6万円以内(世帯数が5人以上の場合は月額9万円以内)
(※未就学児は0.5人として計算します。)
3. 原則として耐震性(昭和56年6月1日以降に建設された住宅等)を有する物件であること。

■家賃・経費等について

1. 家賃、共益費、管理費、保険料、敷金(2か月分)、礼金、仲介料(原則0.5か月分)は、市が負担。
2. 駐車料金、光熱水費、自治会費等は入居者が負担。

■すでに個人で契約し民間賃貸住宅に入居している世帯の取り扱い

平成23年3月11日の震災以降、すでに被災者名義で契約し、入居している世帯についても、すべての要件を満たす場合で、市を借主とする応急仮設住宅として貸主等の同意が得られる場合には、市が契約を締結し、市の借上げ住宅として家賃等を負担します。

この場合の敷金、礼金については、原契約に基づく敷金、礼金が入居者に返還された場合に限り市が負担します。

■入居期間 2年間(申請・許可については、年度毎に行います。)

■申請受付期限 11月30日(水)

■受付場所 市役所(本所)1階 社会福祉課

■持参するもの

1. 応急仮設住宅一時使用許可申請書 ※申請用紙は、笠間市ホームページからダウンロードするか、笠間市役所(本所)社会福祉課で取得してください。
2. 新たに借上げを希望される方は、物件情報(間取り、住所、家賃、敷金、礼金などが記載してあるもの)の写し
3. すでに契約している方は、賃貸借契約書
4. り災証明書または被災証明書
5. 印鑑

■その他 一度、応急仮設住宅(民間賃貸住宅借上げまたは新たに建設し提供されたプレハブ住宅)へ入居した場合、他の応急仮設住宅への転居はできません。
ただし、東北3県(岩手、宮城、福島県)からの避難者については地元の応急仮設住宅へ転居できる場合があります。

■問 社会福祉課福祉グループ(内線157) FAX 0296-77-1162

Eメール fukushi@city.kasama.lg.jp